## ◎承認工事申請に伴う注意事項

- · 下水道施設設置工事承認申請 提出時
  - →位置図・平面図・縦断図・横断図・構造図・現地写真などの書類が必要。(公道に埋設する場合は各5部、公道への埋設がない場合は各2部必要)
  - →道路占用許可申請等は下水道課で行います。
- ・着手届 提出時(工事着手前に提出)
  - →工事で使用する材料の仕様書(カタログ等)を1部提出下さい(舗装材、埋戻材、表示 ピン、埋設シートなども必要)
- ・完了届 提出時(工期末までに提出)
  - →出来形数量、出来形図(平面図、縦断図、取付管)と写真(着工前、施工状況、竣工) を1部提出下さい。
    - ※下記の状況のわかる写真を提出下さい。
      - ・転圧機による転圧状況(管上埋め戻し、路床、路盤、表層等)
      - ・交通誘導員による誘導状況
      - ・ピンの設置完了状況
      - 本復旧工事の完了状況
    - ※取付管出来形(様式に記入)と、出来形寸法のわかる写真を添付
- ・完了検査(完了届の提出後)
  - ・取付管のみの工事:下水道課の職員で現地確認し合格と認められれば、決裁後、検査 済書を発行します。
  - ・下水道本管等(開発工事に伴う面整備)の工事:申請者の立会いのもと、現地検査を 実施し合格と認められれば、決裁後、検査済書を発行します。
  - ※下水道本管等の工事の検査については、下水道施設布設後(表層 As等の舗装前)に 下水道施設の検査を行います。

※検査項目:管渠延長、管内状況、人孔管底高

必要機材:巻尺、ライト、鏡、水、水準測量機